

「消費税 課税事業者 指導会」 開催のお知らせ

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されております。

年末調整および確定申告期間中（令和8年1月5日から3月16日まで）は、インボイス制度の個別説明・登録申請手続のサポートはおこないませんので、お早めにご相談ください。



◇ 消費税は課税売上高が1000万円を超えた年の翌々年から申告義務が発生します。（注）

例えば令和5年分の課税売上高が1200万円だった場合、令和7年は課税事業者となります。仮に令和7年分の課税売上高が730万円であっても申告・納税の義務があります。

もし、ご自身が課税事業者であることを理解していないで、令和7年分の消費税の申告をせずに、税務署の指摘により期限後に申告した場合は、本税の他に無申告加算税、延滞税などが加算される場合があります。負担が増えてしまいます。

令和5年	令和6年	令和7年
課税売上高 1200 万円		課税売上高 730 万円
↓		申告・納税義務あり (課税事業者)
令和7年は課税事業者となる		

（注） 基準期間における課税売上高が1000万円以下であっても、特定期間（その年の前年の1月1日から6月30日までの期間）における課税売上高及び給与等支払額の合計額がいずれも1000万円を超える場合、当該課税期間は課税事業者となります。

適格請求書（インボイス）発行事業者は、基準期間等の課税売上高にかかわらず、消費税の確定申告が必要です。

◇ 免税事業者に係る手続（2割特例関係）

免税事業者であった個人事業者が令和5年10月に登録を受けた場合

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	900万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
2割特例	—	—	適用可	適用可	適用可	適用不可

※ 基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間等については2割特例の適用を受けることができません。

※ 2割特例は令和8年分までの適用となります。

◇ 帳簿及び請求書等の記載と保存

適格請求書を発行するためには、適格請求書（インボイス）発行事業者の登録申請手続が必要です。登録は消費税課税事業者が受けることができます。登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

～ 開催日時 ～

日 時	会 場	所在地
令和7年 11月19日（水） 11月20日（木） 11月21日（金）	9：00時～15：00時 12：00時～13：00時は 休憩とさせていただきます。	大和青色申告会 事務局
		大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壱番館1F

※ 上記のうち都合の良い日時にご出席ください

- ◆ 申込方法 右記のQRコード または お電話にて 事前予約 をお願いいたします。
- ◆ 参加費 無料
- ◆ 持ち物 令和5年 および 令和6年分の 青色申告決算書（または 収支内訳書）、
計算用具、筆記用具、諸帳簿、印鑑



予約ページ
QRコード
（※1）（※2）

お問い合わせ先



一般社団法人 大和青色申告会

〒242-0028 大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壱番館1F

TEL 046(262)5111 FAX 046(262)5113

ホームページ <https://www.shokonet.or.jp/aoiro/yamato/>

※1 このQRコードはアクセス解析のためにCookieを使用しています。アクセス解析は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。この機能はCookieを無効にすることで、Cookieを用いた収集を拒否することができますので、お使いのデバイスのブラウザの設定をご確認ください。

※2 QRコード®は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



ホームページ
QRコード
（※1）（※2）